

会議録

会 議 名	平成 27 年度第 1 回 八王子市高齢者あんしん相談センター運営部会
日 時	平成 27 年 5 月 8 日（金） 午前 9 時 30 分～11 時 30 分
場 所	八王子市役所 本庁舎 第 6 委員会室
出 席 委 員	和氣純子委員、小池公江委員、日高絢子委員、平川博之委員、村上正人委員、大久保孝彦委員、 栗野洋子委員、田中泰慶委員、小新井妙子委員、吉澤努委員
オブザーバー	大井センター長（高齢者あんしん相談センター片倉）、中村センター長（高齢者あんしん相談センター子安）
関 連 部 署 説 明 員	伊比介護保険課長
説 明 者	溝部高齢者福祉課長
事 務 局	豊田福祉部長、溝部高齢者福祉課長、荻原高齢者福祉課主査、辻野高齢者福祉課主査、渡邊高齢者福祉課主事
欠 席 者	山内英史委員、元木高齢者いきいき課長、高橋地域医療政策課長
公開・非公開 の 別	「公開」
傍 聴 人 の 数	「なし」
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員自己紹介 3 部会長・副会長選任 4 部会の役割 5 報告 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者あんしん相談センター運営部会運営要綱の制定について (2) 平成 27 年度高齢者あんしん相談センター関係予算及び委託契約について (3) 平成 27 年度高齢者あんしん相談センターの事業計画について 6 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) センター大横開設に伴う受託業者公募の日程について (2) 地域ケア推進会議の在り方について (3) センターの移転について 7 その他事務連絡 8 閉会

配付資料名	<p>次第 名簿</p> <p>資料1-1 高齢者あんしん相談センター運営部会の役割について</p> <p>資料1-2 地域包括支援センターの業務（厚労省資料より）</p> <p>資料1-3 平成25年度高齢者あんしん相談センター相談実績</p> <p>資料1-4 平成25年度高齢者あんしん相談センター事業等実績</p> <p>資料1-5 地域包括支援センター運営協議会の役割（長寿社会開発センター資料より）</p> <p>資料1-6 高齢者あんしん相談センターの設置等について（意見）</p> <p>資料1-7 センター移転に関して</p> <p>資料1-8 日程及び内容案について</p> <p>資料2 高齢者あんしん相談センター運営部会運営要綱（案）</p> <p>資料3 平成27年度高齢者あんしん相談センター関係予算及び委託契約について</p> <p>資料4-1 平成27年度八王子市包括的支援事業等実施方針</p> <p>資料4-2 平成27年度高齢者あんしん相談センター事業計画書</p> <p>資料4-3 平成27年度高齢者あんしん相談センター事業計画の提出について</p> <p>資料5 センター大横開設に伴う受託業者公募の日程について</p> <p>資料6-1 高齢者あんしん相談センター運営部会の機能について</p> <p>資料6-2 地域ケア会議について（厚労省資料より）</p> <p>資料6-3 生活支援コーディネーター及び協議体の役割について（厚労省資料より）</p> <p>参考資料 高齢者向けサービス実施に向けた業務提携について（日本郵政グループ資料より）</p> <p>意見書</p>
-------	---

1 開会

【 事 務 局 】 平成 27 年度第 1 回高齢者あんしん相談センター運営部会を開会する。開会に先立ち、福祉部長の豊田より挨拶する。

【 豊 田 福 祉 部 長 】 本運営部会委員に就任頂きありがとうございます。昨年度までは地域包括支援センター運営協議会という名で独立した協議会でした。中核市移行に伴い社会福祉審議会の中の高齢者福祉専門分科会の中の部会の位置付けになりました。市長の付属機関となることから一層重要なものになると思われます。中核市になり、権限をどのように生かすが最大の課題です。

八王子市高齢者計画・第 6 期介護保険事業計画の中で、地域包括ケアシステムの構築の核になるのが、高齢者あんしん相談センターであり、役割が増すと考えています。

ご就任頂いた方は、それぞれの団体を代表した、高齢者行政に精通している方と考えています。昨年度以上に活発な議論が展開され、福祉行政、そしてセンターの発展につなげたいと考えています。

【 事 務 局 】 福祉部長は公務の都合によりここで退出する。今年度第 1 回目の開催となるので自己紹介を行う。

2 委員自己紹介

【 和 気 委 員 】 首都大学東京から参加しています和気です。

【 吉 澤 委 員 】 社会保険労務士をしています吉澤です。

【 村 上 委 員 】 NPO 法人八王子介護保険サービス事業者連絡協議会から参加しています村上です。

【 平 川 委 員 】 一般社団法人八王子市医師会から参加しています平川です。

【 日 高 委 員 】 東京弁護士会から参加しています日高です。

【 田 中 委 員 】 八王子市町会自治会連合会から参加しています田中です。

【 大 久 保 委 員 】 八王子施設長会から参加しています大久保です。

【 小 池 委 員 】 八王子市民生委員・児童委員協議会から参加しています小池です。

【 小 新 井 委 員 】 公募市民委員として参加しています小新井です。

【 栗 野 委 員 】 一般社団法人介護支援専門員連絡協議会から参加しています栗野です。

【 事 務 局 】 山内委員から本日欠席の連絡を受けているが、本会議は過半数出席という事で成立とする。事務局の自己紹介を行う。

【 介 護 保 険 課 長 】 介護保険課長の伊比です。

【 高 齢 者 福 祉 課 長 】 高齢者福祉課長の溝部です。

【 高 齢 者 福 祉 課 主 査 】 高齢者福祉課主査の辻野です。

【 高 齢 者 福 祉 課 主 査 】 高齢者福祉課主査の荻原です。

【 高 齢 者 福 祉 課 主 事 】 高齢者福祉課主事の渡邊です。

【 生 活 支 援 コーディネーター 】 高齢者福祉課所属の生活支援コーディネーターの林です。

【 事 務 局 】 本日高齢者あんしん相談センターオブザーバー参加は、センター片倉の大井センター長、センター子安の中村センター長である。

3 部会長・副会長選任

【 事 務 局 】 本部会の会長の選任を行う。

- 【平川委員】 和気委員にお願いしたい。
- 【全員】 異議なし（拍手）
- 【事務局】 和気会長、副会長の選任を願う。
- 【和気会長】 副会長は、公益社団法人八南歯科医師会八王子支部から選出されている山内委員を選任したい。昨年度までの地域包括支援センター運営協議会の委員でもあったので、流れを把握をしているのでいかがか。
- 【全員】 異議なし（拍手）
- 【事務局】 会長を和気委員、副会長を山内委員とする。会長として改めて挨拶願う。
- 【和気会長】 首都大学東京の和気です。この会議の前身の発足当時から関っており、その間、日常生活圏域の見直し等、センターと協議しながら進めてきました。本市は中核市になり、センターの役割が、益々重要になります。役目としては、一人でも多くの声を頂き、センターの運営について話し合っていきたい。
- 【事務局】 配付資料の確認。

4 部会の役割・・・配付資料 1-1～1-8

- 【高齢者福祉課長】 部会の役割について説明する。
- 資料 1-1 について、センターは平成 12 年介護保険法にあわせて設立。当時は在宅介護支援センターという名で発足。保健福祉の総合的なサービス相談に乗るために開始。平成 17 年に介護保険法改正。名称が「地域包括支援センター」になると同時に、相談業務の機能強化が行われた。センターの職員配置は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の 3 職種を配置し、チームアプローチによって様々なニーズに対して必要な援助を行う。医療の向上、福祉の増進を包括的に支援する。総合相談支援、虐待の早期発見からの権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントという 4 つの機能を担う。
- 資料 1-2 について、国のテキストの抜粋であり、センターの業務の 4 本柱の内容が記載してある。特徴的部分は、介護予防支援、包括的支援事業ではなく、介護保険法に基づく予防の事業と合わせて行っていくという事である。
- 資料 1-3 について、平成 25 年度のセンター相談実績である。現在 15 センターあり、項目別に統計した。24 年度にセンターを 3 か所増設した事もあり、平成 23 年度を境に相談件数は急増した。25 年度の相談件数は 49,360 件。高齢者福祉課と南口総合事務所に高齢者相談窓口があるが、市の相談件数は年間約 10 万件。半数がセンターで受けている状況である。
- 資料 1-4 について、ケアプランの作成数等の事業等実績である。センターは自センターで 4 万強作成しており、内 2 万件は委託に出している。地域ケア会議はセンターによって差があるが年間 151 件の実績がある。
- 資料 1-1、1-5 について、本日から始まった本運営部会の役割は、センターの運営を地域の関係者全体で協議し、適切、公正かつ中立的な運営を確保しているかどうかの評価をしていく場である。経緯は平成 17 年介護保険法の施行にあわせ、当初から存在する。部会として社会福祉審議会として位置付けを変化させて、再度スタートした。地域包括支援センター運営協議会（以下、運協という。）と同じ路線を進みたい。

資料 1-6 について、平成 26 年度 10 月に審議を纏め、運協の会長であった和氣委員から市長への意見書という形式で提出されたものである。5 つの意見あり。1 点目、日常生活圏域について、議論を進めていた。民生委員・児童委員協議会の地区が市内 20 地区あり、地区に合わせて概ね 2025 年を見据えて、日常生活圏域を 21 か所としている。もとはち地区の民生地区の一つが二つになり、21 圏域を基本として設定した。日常生活圏域にセンターを配置すると本市の第 6 期介護保険事業計画に盛り込んでいる。

現在 15 センターあり、残り 6 か所。順序について審議頂いた。大横保健福祉センターの今年度の開設に伴い、その中に併設する事が決定していたので最優先とする。恩方、由木東の順番で優先順位をつけて頂いた。公共施設内の設置が望ましいとした。日常生活圏域の名前とセンターの名前を合わせる。「センターゆうゆう」が旭町に移転し、「センター旭町」に名称を改称した。

基幹型地域包括支援センター（以下、基幹型という。）の在り方について、各センター業務が増える事もあり、基幹型を設置し、市がバックアップしたほうが良いという意見があった。職員体制は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を基本とした専門職配置を進める。今年度保健師が高齢者福祉課に配属になった。社会福祉士は、既存の職員が資格を有している。主任介護支援専門員は募集を行っているが欠員状態である。

高齢者あんしん相談センター人員体制は、最低 5 名以上が良いという意見があり、本年度予算で確保。4.5 人のセンターもあったが、5 名に引き上げ予算配置。

委託料は、適切に確保するようにという事で引き継ぐ。

別表は、民生地区の 15 圏域と将来的にセンターが対応する 21 圏域の一覧である。第 4 地区は八日町ではなく旭町となる。第 6 地区は新たに設置するという事になる。

資料 1-7 について、センターゆうゆうは、大和田町から旭町に移転する際に、平成 26 年度末段階で居宅を併設したまま、民間賃貸物件に移設したい意向があり、本市が条件を付して了解した。運協への報告は昨年度最終回で行ったのみであり、十分な審議がされなかったという事で、一般社団法人八王子市介護支援専門員連絡協議会（以下、八介連という。）から意見を頂いた。引き継ぎ事項という扱いでセンターの移転について後程審議願う。

資料 1-8 について、高齢者福祉専門分科会と本部会の開催日程及び内容案の本部会部分を説明する。本日は次第の通り。第 2 回は平成 26 年度センター相談実績集計や決算収支について提示する。センター大横開設に伴い募集要綱を作成し、内容を示し承認を願う。第 3 回はセンター大横の受託業者の決定。受託業者の選定の部会が立ち上がるのでそちらで審議を行う。第 1 回目地域包括ケア推進会議も行う。第 4 回は第 2 回目地域包括ケア推進会議とセンターの運営評価について意見を頂く。第 5 回はセンターの運営評価の結果について報告。運協の時は運営評価を委員が分担して、直接センターからヒアリングしていたが、部会に移行したという事で、柔軟な動きが難しいという事もあり、ヒアリングは事務局で行う。評価の方法等は意見を頂き、それに沿って実施し結果を報告したい。市の包括的支援事業実施方針を固めて各センターに次年度の事業計画を作成依頼するため審議願う。

- 【 事 務 局 】 内容について意見・質問等よろしいか。
- 【 和 気 会 長 】 資料 1-1 について、在宅介護支援センターは平成 12 年ではなく、平成 2 年に介護保険が出来る前からである。1990年代にできていて介護保険始まってしばらく一緒に併存していて、介護保険法が改正した時にセンターができた。本市の場合は、その時に全てセンターへ移行した経緯がある。
- 【 高 齢 者 福 祉 課 長 】 その通りである、訂正する。
- 【 田 中 委 員 】 平成 12 年ではなく、平成 2 年か。
- 【 和 気 会 長 】 平成 2 年である。介護保険法の施行ではなく老人福祉法である。
- 【 事 務 局 】 本部会は原則公開とする。公開としてよろしいか。
- 【 全 員 】 異議なし
- 【 事 務 局 】 公開する。議事進行は、本部会運営要綱第 3 条に基づき、会長に委ねる。
- 【 和 気 会 長 】 次第にそって進める。資料が当日配付ということで、初めてのの方は分かりづらいかもしれないが、了承願う。適宜、不明点等があれば質問を。報告(1)、「高齢者あんしん相談センター運営部会運営要綱の制定について」、事務局より説明する。

5 報告

報告(1) 高齢者あんしん相談センター運営部会運営要綱の制定について・・・配付資料 2

- 会
議
の
内
容
- 【 高 齢 者 福 祉 課 長 】 要綱作成した。今までの運協と若干の変更点あり。センターの公正・中立性の確保及び適切な運営並びに地域包括ケアシステムの推進を図るため、本部会を設置する。第 2 条の(2)の表記は地域包括ケアシステムを積極的に推進する意味を含めた。第 5 条は、場合によって条例の中で臨時委員を配置できるとした。案件によっては臨時委員が必要になると想定されるためである。
- 【 和 気 会 長 】 内容について意見・質問等よろしいか。
- 【 田 中 委 員 】 運協の運営要綱とどこが違うのか。
- 【 高 齢 者 福 祉 課 長 】 特に違いはない。部会と専門分科会に合わせている。特徴的な点は第 2 条、地域包括ケアシステムの推進を図るという点が大きな変更点である。
- 【 和 気 会 長 】 大きな変更点は、地域包括ケアシステムの推進を図るにあたり、センター運営に関する事だけではなく、地域ケアシステムの推進をこの部会で取り扱うのが、大きな変更点という理解で良いか。
- 【 高 齢 者 福 祉 課 長 】 はい。
- 【 和 気 会 長 】 審議の公開は、運営要綱第 4 条に基づく説明があったが、旧運営要綱なのか。社会福祉審議会についての要綱なのか。
- 【 高 齢 者 福 祉 課 長 】 公開、非公開については、基本的に公開。事業者選定や秘密にする案件であれば公開しないが、それ以外は原則公開。4 条は出席委員の過半数がいないと会が成立しないということである。今後 HP にも傍聴者のために公開予定である。
- 【 和 気 会 長 】 公開・非公開について、特に要綱に乗せていなくて、本市の基本的取り決めという理解した。
- 【 和 気 会 長 】 ほかに質問等はあるか。報告(1)は以上。
続いて報告(2)「平成 27 年度高齢者あんしん相談センター関係予算及び委託契約について」事務局より説明する。

報告（2）平成27年度高齢者あんしん相談センター関係予算及び委託契約について・・・配付資料3

【高齢者福祉課長】 部会発足に際して報告事項とした。センター高尾は4.5だが最低人員5人に引き上げ、センター寺田4人も5人に引き上げ、全センター最低人員を5人以上とした。今年度から認知症地域支援推進員（以下、推進員という。）の配置をする。一人分の職員を増やすが、財政の都合上、2か月分（平成28年2月・3月分）の予算がついている。2か月で配置して揃うのは28年度当初になる。予防事業費は前年度と変わりなく、一律120万円。

その他委託料については、訪問ふれあい員の事務が本年度から市の直営になった。ボランティアポイント委託は、本年度から八王子市社会福祉協議会へ委託になった。認定調査委託は変更なし。センター大横開設に伴う工事費約350万円の予算を確保している。

【和氣会長】 内容について意見・質問等よろしいか。

推進員は新しい職種で平成28年2月から配置されるという事だが、保健師資格を持っている方が条件か。

【高齢者福祉課主査】 保健師に限らず、国のテキスト等では保健師、社会福祉士、精神福祉士等が担っても良いとしている。配置についてはセンターの受託法人に判断してもらう。

【和氣会長】 加算については保健師でなくても加算か。

【高齢者福祉課主査】 既に3職種配置しているので、元々の保健師の加算になるため新たな加算は無い。

【田中委員】 認知症支援コーディネーターは医療職か。

【高齢者福祉課主査】 認知症支援コーディネーターは医療職である。

【和氣会長】 ほかに質問等はあるか。報告（2）は以上。前回提出した方針に基づき人員配置してある。

続いて報告（3）「平成27年度高齢者あんしん相談センターの事業計画について」事務局より説明する。

報告（3）平成27年度高齢者あんしん相談センターの事業計画について・・・配付資料4-1～4-4

【高齢者福祉課長】 本来、年度が始まる前に市の実施方針とそれに伴う各センターの事業計画を示し、部会での承認を得て作成していく手順だが、部会の立ち上げが年度始めであり手続き上間に合わず。今年度は市で進め、本日は報告事項とする。本日の意見は次年度の実施方針、センターの事業計画で反映する。次年度の審議は、平成28年2月の部会で内容を提示する。

資料4-1について、本年度、本市が包括的支援事業等を行う上での実施方針。介護保険法で定めるよう規定されている実施方針である。公益性、地域性、平等性等の視点を持ちながら事業を進めていく。センターの事業目標は、第6期介護保険事業計画の基本目標に向けて、地域ケアシステムの基盤づくりを市と連携して進めていくことである。重点目標は、地域ケア個別会議（各センターで開催する日常生活圏域毎のケア会議）を活用し、地域に関係した課題共有やネットワーク作りを進めていく。主要な取組みは、包括的支援事業の4本柱が基本になる。これらに合わせて、第一号介護予防支援事業がある。本市は新総合事業を28年3月から実施予定。

円滑的な導入に向けてケアマネジメントの在り方等、連携して協議を進めたい。項目 2~4 は、従前から進めている業務となり、介護保険法改正によって新たに包括的支援業務に入ってきた。在宅医療・介護連携の推進は、医療関係者との連携作り。認知症施策の推進は、明文化され位置づけられた。市としても認知症ケアパスの作成等、新たな事業も始まるため連携して取り組みたい。項目 6 以降は変更なし。

資料 4-2 について、基本的には実施方針を来年度に示し意見をもらい、内容を検討する。今回については、市とセンター間で協議し、内容を固めた上で資料 4-2 の事業計画書を各センターで作成した。実施方針は市で作成した内容である。計画書の内容は後日確認頂き、意見あれば頂きたい。事業計画書を各センターが作成・提出し、事務局（高齢者福祉課）でヒアリングを行った。意見があれば次年度に反映させたい。

資料 4-3 について、各センターでの良い取組等をセンター間で共有目的のために作成した。合わせて平成 26 年度運協で評価して頂いた内容を盛り込むこととしている。また、新総合事業を見据えて計画することとしている。

【和気会長】

内容について意見・質問等よろしいか。

会議の名称が色々あり混同する。また、センター間で会議開催数に差があり。地域ケア個別会議は各センターが個別開催、地域ケア推進会議は部会の大きな会議。その他は定義づけが必要だと思われる。各センターの個別会議は推進会議に上がるものもあるが、各センターで解決するものもある。

【高齢者福祉課長】

地域ケア会議は大きな括りである。紛らわしいので使い分けていきたい。地域ケア個別会議は、各センターが日常生活圏域の中で開催している圏域の課題整理である。地域ケア推進会議は、市全域、本部会で行う会議である。他の名称の会議は、定義づけが必要と考える。

【和気会長】

今まで使っていた連携会議等は、残す方向なのか。

【高齢者福祉課長】

基本的に地域ケア個別会議で解決するものである。解決しない課題、市全域の課題となれば吸い上げ、市全域の地域ケア推進会議の中で議論したい。この中に入るものは地域ケア会議と考える。

【和気会長】

個別の事例で、困難ケースの会議も各センターで行う。広い意味で地域ケア個別会議として地域ケア推進会議に上がるものもある。そこで解決するものもある。どのような位置づけなのか。それも含めて個別会議と呼ぶのか。

【村上委員】

整理し、会議名、参加者、目的を規模の大きい順に並べて一覧表を希望する。

【中村センター長】

ルールは決まっている。どのような趣旨の会議、どのような参加者・構成員なのかによって、会議をどこに位置づけるのか、そちらに沿って報告している。

【和気会長】

センターでは、概念の混乱はないのか。

【大井センター長】

掲載されている会議の報告は、中村センター長が話した通り、会議の参加者・構成員や内容等は確定しているので、明確に分かれていると思う。高齢者福祉課長が示した地域ケア個別会議、地域ケア推進会議は、今回新たに示された。この会議の項目の中の地域ケア会議は、地域ケア個別会議になると考えている。困難事例を取り上げる場合、地域や関係者が集まって議論する場合もある。全て地域ケア個別会議に入っている。地域ケア会議には詳細が沢山あるのかもしれない。他センターは分からないが、回数の差があるのはそのあたりの関係があるのかもしれない。

- 【高齢者福祉課長】 整理して次回示す。
- 【和氣会長】 地域ケア推進会議を今後行うにあたり、ボトムアップして懸案事項が政策的な課題につながることもあると思うので整理を依頼する。
- 【平川委員】 各センターの取組みの情報共有は大切である。おそらく初めてではないか。効率性や努力は評価してほしい。在宅医療については、八王子市医師会（以下、医師会という。）は理事会で全面協力することを決定した。社会福祉法人は医療分野と付き合いが乏しい現状がある。市が声を取り纏め、医師会へ提言・要望してもらいたい。仕組み作りをしてほしい。医師会では各センター1名ずつ担当の医師をつけているが、再度選任を行いたいと考えている。将来的は予算付けをしてほしい。東京都北区では準職員として雇用している事例もある。
- 【高齢者福祉課長】 仕組み作りは、医師会からも提案頂いているので、重点的に取り組まないといけないと考えている。医師側とどのような在り方が望ましいのか、相談しながら進めたいので相談に伺う。
- 【平川委員】 医師側としても目を覚ましてほしいという思いもある。今後は在宅医療が重要であり、市からもアプローチしてほしい。
- 【和氣会長】 重点課題の一つでもあるので市も積極的に課題にアプローチする必要がある。ほかに質問等はあるか。報告（3）は以上。
続いて議題（1）「センター大横開設に伴う受託業者公募の日程について」事務局より説明する。

6 議題

議題（1）センター大横開設に伴う受託業者公募の日程について・・・配付資料5

- 【高齢者福祉課長】 経緯としては平成26年6月開催の運協において日常生活圏域の方向性が示され確認された。大横保健福祉センターの本年度開所に伴い、場所の確保ができたので、センター大横は、最優先として設置する。第6期介護保険事業計画の中でも示している。センター子安圏域が、民生委員・児童委員協議会の地区を2つ有しており、センター子安を分割する。高齢者人口の均等割りはできないのでセンター子安は約6,000人、センター大横が約3,500人。日程は募集要項の審議を頂き、7月に公募、9月に業者選定・法人の決定を行い、10/2開催予定の本部会にて報告予定。その後受託法人と調整を行い、11月に委員会及び市議会に報告する。平成28年度4月に開設予定。この日程について審議し、意見あれば頂きたい。
- 【和氣会長】 内容について意見・質問等よろしいか。
- 【村上委員】 この人数だと3.5~4人程度だと思うが、委託料については公募の際に明確に示すという認識でよいか。
- 【高齢者福祉課長】 運協から示された最低人員5人は確保する。高齢者人口でいえば5人を割るが、5人確保したい。
- 【村上委員】 この圏域の高齢者人口が今後増えるとは思えない。3,500人で5人配置、7,000人6人はあまりにひどい。民間の感覚で市も考えてほしい。高齢者人口7,000人近くを6人で仕事している包括から不満出るのではないかと。格差や不公平感が出てもおかしくないのではないかと。

- 【高齢者福祉課長】 高齢者の人口という面があるが、週5日開所するとなると最低5人程度いないとローテーションが組めないため5人は必要という事を考慮した。
- 【和氣会長】 センター大横は市施設に入るという事で、他センターよりも相談件数が増える等、公共的な役割も期待される事はあるのか。
- 【高齢者福祉課長】 大横保健福祉センターの中に入るという事で、保健師との連携や合同で事業をする等メリットはあると思われる。来客数の増減の影響は少ないのではと考えている。
- 【和氣会長】 5人必要だと議論した時は、最低人数がないとやっていけなくなるという懸念があった。高齢者人口が少なければ3人でもよいのかということ、そういうわけでもないという意見があつての経緯である。他センターを運営する側からすると、不公平感がないわけではないと思う。センター大横はより公共的な役割を他センターよりも担うとすれば、皆も納得するのではないか。
- 【村上委員】 市施設のため基幹型を配置して、地域型のセンターが3人であっても基幹型の職員が2~3人いれば、合計5~6人なるのでローテーションが組めない事もないと思う。大横保健福祉センターに高齢者窓口である高齢者福祉課の職員はいないのか。
- 【高齢者福祉課長】 大横保健福祉センターに高齢者福祉課職員はいない。
- 【村上委員】 大横保健福祉センターに高齢者に対応する相談員はいないのか。新しいセンターが全部の高齢者相談を一手に担わなければならないのか。
- 【高齢者福祉課長】 保健師等の健康相談もあり、市職員がいる。センターは委託事業として業務委託するため、仕事内容は市で決めて業務を遂行してもらう。
- 【村上委員】 果たして5人にこだわる必要があるのか疑問が残る。
- 【栗野委員】 地理的に相談件数の増加は見込めないのではないか。
- 【小新井委員】 資料1-3を見ると高齢者人口と相談件数に比例していない。センター川口は、11,000人もいて、センター子安は9,500人。センターは相談を受ける実績が大事ではないのか。高齢者人口だけでは測れない。
- 【村上委員】 センターが受けるべき相談が100%ではない。一般の市職員で対応できる相談もあるはず。大横保健福祉センターだと市職員もいるから、他センターと配置人数を一緒にするのはどうかと思う。3人は少ないけど5人は多いと思う。
- 【和氣会長】 公募の時に、詰めないといけないと思う。オブザーバー参加のセンター長からか意見はあるか。
- 【大井センター長】 費用が増すが、センター大横が5人でも他センターが増える分には問題無いと思う。相談は主に電話多い。高齢者が窓口来るより電話を頂いて出向く事が多い。立地条件等もあると思うが、件数の上限は広報活動すると相談が多くなる。地域の方々は担当の地区に電話するのが一般的。地域に出向き、自治会、サロンに出向き様々な活動をするにあたっては、地域の広さ、高齢者人口で業務量が変化すると思う。何か一つ事業を起こす際、3人だった場合、3人でもセンターを開けなければならないため、議論されたとおり、最低人員5人は必要ではないかと感じる。
- 【小池委員】 民生委員・児童委員の定例会を訪ねたところ、大規模マンション等が立つ予定あるのか問うと、予定はないとのこと。高齢者人口が多い少ないで職員の数を少なくする話があるが、民生委員・児童委員協議会の地区に沿ってできるとすれば、こういう事がこれからも起こると思う。地域の方のことを想えば、一つ一つできた方が良いと思う。

- 【大久保委員】 資料5で示された通りセンター子安の担当地区が分割される。高齢者人口も減少するとセンター子安の職員数はどうなるのか。
- 【高齢者福祉課長】 職員数は高齢者人口をベースに計算する。緩和措置を考えながら対応する。
- 【和氣会長】 いきなり5人になったからといって減らすわけではなく、辞めたときに再検討するのか。現在勤めている方に退職を促すわけではないということか。
- 【高齢者福祉課長】 はい。
- 【和氣会長】 5名の配置については賛否両論あったが、最終的には市の判断に任せるとする。ほかに質問等はあるか。議題(1)は以上。
 続いて議題(2)「地域ケア推進会議の在り方について」事務局より説明する。

議題(2) 地域ケア推進会議の在り方について・・・配付資料6-1～6-3

【高齢者福祉課長】 資料6-1について、地域ケア推進会議(市レベルの地域ケア会議)を今後どのように進めていくかという案件である。市としては、いくつかの機能を本部会に集約し、試行的に進めていきたいと考えている。

資料6-2、6-3について、いくつかの会議の機能というのは運協で行ってきたセンターの運営に関する事項である。新たに介護保険法でも規定された地域ケア会議、義務ではないが地域包括ケアシステムを構築していく上で、重要なツールだと考えている。資料6-2の矢印で集まっている通り、地域課題の発見・把握をし、地域づくり・資源開発の検討、政策形成のイメージを、国は提示している。現状は各センターで平成25年度計約150回個別の会議が開催した。報告を市に上げて頂き、市で検討した中で第6期介護保険事業計画の中に盛り込んだ。公の会議の中で吸い上げ、政策提言まで繋げていきたいと考えているのが地域ケア推進会議である。

資料6-3は、地域包括ケアの中でも生活支援サービスである。第1層生活支援コーディネーターは、高齢者福祉課の林職員が配置済み。平成29年度までに各日常生活圏域に第2層生活支援コーディネーターを配置し、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングを行う。協議体を設置しバックアップする。協議体自体は、第1層と第2層、両方にある。本部会で担うのは第1層の協議体であり、市全域の協議体の役割担う。第2層の協議体は、各圏域で行われている地域ケア個別会議の役割を担う。

地域ケア推進会議の中身を見ると地域づくり、資源開発、政策形成機能等、細かく分かれている。

生活支援協議体は、生活支援サービスに特化するが、地域包括ケアの重要なファクターとなる。資料6-1の3つの会議体は法令等で設置が進められており、いずれも地域包括ケアシステムの構築に欠かせないと考えている。会議体が一部重複しており、八王子市の将来的な地域包括ケアシステムの構築に関わる問題となるため、基本的には社会福祉審議会の扱いになる。したがって高齢者福祉専門分科会、部会の中で議論するのが筋と考える。地域ケア個別会議はセンターが担っているが、本部会委員にも審議して頂くのが妥当であると事務局では考えている。

地域ケア個別会議に生活支援コーディネーターの要素を今後どのように加え、審議した案件について市全域の本部会で吸い上げ、本部会においてはセンターの運営と合わせて地域ケア推進会議、生活支援協議体を行い、案件によっては次期計画へ

上げ、直接的に市に繋げ、民間サービス等、地域課題解決に繋げるといった仕組みを考えている。

地域包括ケアシステム構築といっても非常に範囲が広く様々なところに関わってくる。まずは資料6-1の平成27年度審議(案)である、1.地域ケア個別会議(センターで実施)で発見・把握された実際の地域課題から、その課題を解決する手法についての検討、2.生活支援コーディネーターの効果的な配置についての検討、を案件として考えている。

【和氣会長】

内容について意見・質問等よろしいか。

【小新井委員】

資料6-3について、平成26年度予算においても先行的に取り組めるよう5億円を計上とあるが、どのようなことか。

【高齢者福祉課長】

こちらは国の資料を参考にしている。本市は使っていない。

【和氣会長】

どこかでモデル事業を実施したのか。

【高齢者福祉課長】

生活支援コーディネーターを先行的に配置した自治体もあると聞いている。

【小新井委員】

本市はこれから協議していくということか。

【高齢者福祉課長】

本市の生活支援コーディネーターは、全地域を担う第1層生活支援コーディネーターとして林職員を配置し、スタートしたばかりである。今後各日常生活圏域に第2層生活支援コーディネーターを配置することが、第6期介護保険事業計画にも明記されている。配置手法が多様で、今回審議頂く2点目の案件であり、どのような方法が良いが議論したい。

【村上委員】

地域包括ケアシステムに関する各自治体の資料を見ると、予算付けという感性がない。予算は必要であり、従来、本市の場合は、高齢者福祉は介護保険の括りの中で、どうにかしようという流れがあった。地域包括ケアシステムだと介護保険の予算がないから、一般会計から予算をつけてまで実施していくという意気込みがあるのか、従来の介護保険の括りの中でやろうとしているのか、どちらか。

【高齢者福祉課長】

一般財源を使って展開していく事業もあると考えている。どのようなニーズがあり、どのような政策を実施すれば、効果的に実施できるのかという議論はスタートしており、それに伴い計画を作成し予算がついてくると考えている。

【村上委員】

従来の国や都が示したものに対して市が実施するかどうかの選択ではなく、0から1を起こして、予算のないものに対して予算を通していこうという流れか。本部会では0から1を求めているのか、それとも0から5を求めているのか、本部会にどこまで求めているのか教えてほしい。

【高齢者福祉課長】

まずは徐々に行っていく、各圏域毎のニーズ等を吸い上げ、仕組み作りを議論頂きたいと考えている。このような形で進めることができるというような成功事例を作り、検証しながら基盤作りを行いたい。

【村上委員】

市としては何年位で地域包括ケアシステムという組織を作ろうとしているのか。どのような将来的ビジョンやイメージがあるのか。組織の例としては、このような会議を開いたり、構成委員に民間団体を含めたり等である。

【高齢者福祉課長】

基本的には市長の諮問機関として社会福祉審議会が役を担っている。高齢者部門以外にも地域福祉専門分科会や子供や障害の部会等もあり、連携が必要な時もあると考えている。部会というのは、分科会から分かれて設置されており、部会の決議は、社会福祉審議会の決議になる。社会福祉審議会は非常に力を持っているので、より重要な案件はそちらでの審議となると考えている。

- 【平川委員】 初めて本日の内容を知った。前回までの理解だと地域ケア会議の親会議というのは、本市では認知症ネットワーク会議だった。地域包括からの流れでは繋がっても良いかとは考えている。しかしあまりにも重要であり、本部会でこのような重要案件を行うならば、名称自体も変えていかなければならないと感じる。仕組みとしては分かりやすいが、本部会の名称では看板違いとも感じる。白紙なので今から決めていけないといけない。精神障害、身体障害等も含め、どのように救っていくか考えていくかの途につき、それらを進めながらも、各センターの地域ケア個別会議から政策展開まで含めていく案という認識で良いか。また、本市で地域包括ケアを所管課が作られていないので、市で考えて頂きたい。他自治体ではできているところもある。
- 【高齢者福祉課長】 はい。資料6-1の通り、課題が非常に大きいため、まずは試行的実施であり、仕組みづくりである。
- 【大久保委員】 説明内容が複雑で理解するのに時間かかる。部会の機能について、地域ケア推進会議や生活支援協議体をこの部会の所掌事務に位置付け試行的に実施するとある。地域ケア個別会議の中で第2層協議体の位置づけということがあったが、大変な事ではないかと認識している。第2層生活支援コーディネーターを日常生活圏域に配置する事自体もまだ議論の余地がある。去年国の生活支援コーディネーターの研修の受講したが、かなり大変だなという印象だった。そこで資料6-1の項目3の臨時委員のように、様々な分野から参加して頂き協議していきたいので検討を希望する。
- 【田中委員】 資料6-3について、エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す、と記載があるが、平成26年度は終了しており平成27度の間違えか。平成26年度に意味があるのか。
- 【高齢者福祉課長】 国が予算としては、平成26年度から補正予算5億円を使って第1層生活支援コーディネーターを配置するよう各自治体に声をかけている。
- 【介護保険課長】 国のモデル事業のため、モデル事業をしていない本市を含めた自治体は平成27年度からスタートである。
- 【和氣会長】 本部会が地域ケア推進会議の常設的な事務局の役割になり、議題によっては臨時委員を招いて拡大した会議を開催するが、年2回しかできない。前後に色々な打ち合わせを行い、様々なレベルで調整をしなければいけない。会議を増やしても大変だという今までの反省もあり、限られた回数でテーマを集約して、取り組まなければならない。今年度は、生活支援コーディネーターをどのように配置すれば良いのかが議題になる。
- 【平川委員】 我々は生活支援コーディネーターの事をよく理解していない。大久保委員や林コーディネーターは既に研修を受講しているが、都が今年中に東京都福祉保健財団に働きかけて、生活支援コーディネーター研修会を予定している。こういったものなのか知らなければならない。東京都福祉保健財団のHP上の資料を確認したが、膨大で解説して頂かないと理解できない。そういう機会を設けてほしい。
- 【村上委員】 センター長に伺いたい。発見や把握した実際の地域課題は直ぐに示すことが可能なのか。
- 【大井センター長】 毎月開催している地域ケア会議の報告書を、市へ提出している。
- 【村上委員】 市は課題を把握済みなのか。

- 【高齢者福祉課長】 ある程度把握しているが分析するのが難しい。ある程度纏めて示す。
- 【和氣会長】 より緊急性の高いもの、優先的に取り組むものを市で精査する。今年度は試行的な取組みという事で、どのような形が本市において現実的・効果的・効率的なのか、在り方自体も議論していく。
- 地域ケア会議は、ボトムアップの発想で現場から挙げて頂く事が重要である。センターを基盤としている本部会で取り上げるのが一番スムーズである。平川委員が発言したように、医療との連携も含めると大きな議題になるので、社会福祉審議会になるのかより大きな医療との審議会になるのか、将来的には一緒に取り組む会議が必要になってくるかもしれない。他自治体の情報も参考に今年一年かけて在り方を考える。
- 【平川委員】 今月末に地域ケア推進会議の見学のため和光市に伺う予定。後日報告する。
- 【介護保険課長】 和光市は資料にもある通り国のモデル事業を行っている自治体の一つである。
- 【和氣会長】 地域ケア推進会議の在り方について取り組むという事でよろしいか。ほかに質問等はあるか。議題（2）については以上。続いて議題（3）「センターの移転について」、事務局より説明する。

議題（3）センターの移転について・・・配付資料 1-7

- 【高齢者福祉課長】 資料 1-7 について、運協からの引き継ぎ事項であり、八介連から意見頂いた。センターゆうゆう移転に関して市長名で回答した。センターの設立当初は全センターに居宅介護支援事業所（以下、居宅という。）が併設されていた。その後、市の施設へ移転するセンターや、新たに公募を行ったセンターが合わせて 5 センターある。5 センターについては、居宅とセンターは分けていく方向性になっている。
- 今回のセンターゆうゆう移転は、今までの移転とは違い、公共施設ではなく民間施設に移転するという事で、受託法人で決められた案件である。市民の利便性が低下することがあってはいけないという大前提のもと、居宅と併設だが駅前に移転という事で市民の利便性を考え、良しとした。将来的には居宅の事業所は縮小していく道筋を示めすよう条件を付して、移転を認めた。センターの在り方に大いに影響するため本部会が立ち上がったところで、部会内で審議頂くことと回答した。
- 説明した通り、市としては公共施設への移転、そして居宅とセンターは分かれて存在する方が望ましいとしている。新規のセンターとはセンター大横も含まれるが、当然居宅との併設は避けたい。機会を通じて分けたいと考える。
- センターが、民間の施設に移転した場合に、どの程度のルールを作るか意見を伺いたい。
- 【和氣会長】 市が回答しているが、今後の移転に関して本部会で諮る。意見頂き、部会で何らかの方針を本日決めるという認識で良いか。
- 【高齢者福祉課長】 ある程度意見が出れば事務局で集約する。
- 【和氣会長】 問題になるのが、在宅介護支援センターができたのが、平成 2 年であり、センターはその流れの中で設置された。居宅と併設していたセンターが民間に移転した場合、どうするのかという事に対して、八介連から公平性に欠けるのではないかと意見を頂いた。市の方向性に問題はないと思うが、従来の流れで併設しているセンタ

一が、民間の賃貸に入った時に、どうするのか。

【村 上 委 員】 今後移転する場合、民間から民間は考えにくい。公共施設に入る流れがあるので居宅併設は当然不可と考える。例えば民間から民間に移転する場合は、法人の都合もあるが許可出す前に市で調整し、基本的に不可という方向性で決め、それでも民間に移りたいセンターがあれば、居宅併設は止めて頂く方向で促すという形でどうであろうか。

センター旭町の理事長と話す機会があったが、立地上家賃が非常に高額であるとのこと。居宅を止めても良いとも思ったそうだが居宅がないと収支バランスが取れず、事業の継続が出来ないということであった。

【和 氣 会 長】 最初から分かっていたら移転しなかったかもしれない。原則認めないとして、特別理由がある場合は、部会で審議するという事によろしいか。

【全 員】 異議なし

【和 氣 会 長】 市から八介連に報告願う。ほかに質問等はあるか。議題（3）については以上。その他、委員あるいは事務局から何かあるか。

【和 氣 会 長】 本日の議題等はすべて終了。議事進行を事務局に戻す。

7 その他事務連絡・・・参考資料

【高 齢 者 福 祉 課 長】 参考資料について、郵便局が高齢者向け生活サービス始める。日本郵政株式会社
が日本IBM及びAppleと連携し、見守りに関して業務提携したため参考までに
配付する。

8 閉会

【事 務 局】 本日の会議の中で、言い忘れた点、言い足りなかった点があれば、意見書にて、5
月15日（金）までに意見を受け付ける。次回第2回運営部会は、7月31日（金）、
午前9時30分から、502会議室にて開催する。

会議録署名人 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 署名